

(別紙)

漁業法第31条に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

漁業法第31条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和6年2月16日  
長崎県知事 大石 賢吾

1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ(30kg未満の小型魚)(以下、「小型魚」という。)

2. 管理期間

令和5年4月から令和6年3月まで

3. 対象となる海区

県南海区

4. 県南海区の小型魚割当量に対する採捕の数量の率

(2月16日までの暫定値)

82.5%

|   |             |   |         |   |
|---|-------------|---|---------|---|
| 〔 | 県南海区の小型魚採捕量 | ： | 1.629トン | 〕 |
|   | 県南海区の小型魚割当量 | ： | 1.974トン |   |

5. 県南海区の小型魚割当量に対する採捕の数量の状態

7割を超過(令和6年2月16日集計時点)